

第 5 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年5月9日（火）午前9時30分
2. 招集場所 七飯町文化センタースターホール
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 信 夫 恵 美 子
欠 席 者 委 員 菅 沼 由 美
4. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 蛭 子 拓 弥
5. 教育長の報告 報 告 第 1 号 教育行政動向報告（4月3日～5月9日分）
6. 附議事件 議案第25号 七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の制定に係る専決処理について
議案第26号 七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会公募委員募集要綱の制定に係る専決処理について
7. 閉 会 午前9時45分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 **與田 敏樹**

委 員 **加屋本 旬**

調整者 **三浦 啓輔**

別紙

與田教育長

：ただいまから、令和5年第5回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。本日の会議録署名委員につきましては、加屋本委員にお願いいたします。本日、菅沼委員については、所要により欠席となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議事次第3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告（4月3日から5月9日）について、本日、お配りした資料に基づいて御説明をいたします。4月3日、定例教育委員会議を開催しております。4月4日、令和5年度七飯町交通安全祈願祭があかまつ公園内で行われました。

令和5年度校長・教頭合同会議も同日行われております。4月6日、町内小・中・義務教育学校の入学式が行われました。本年度につきましても、来賓については招待をされておられません。4月10日、七飯高校の入学式が行われました。高校については、来賓の招待がありましたので、町長と一緒に出席をしております。4月11日、渡島管内市町教育委員会教育長会議が開催されております。4月12日、七飯町スポーツ少年団本部総会が開催され、11団体12名の評議員が出席をして、令和4年度の事業及び決算報告と令和5年度の事業計画及び予算案について原案のとおり承認されております。4月11日から13日にかけて、七飯養護学校の小学部、中学部、高等部の入学式が行われております。来賓の参列はしていません。4月15日、七飯町スポーツ少年団本部結団式が行われました。7団体106名の団員と14名の指導者が参加をしております。4月19日、定例校長会議が開催され、16項目について情報提供を行っております。4月23日、大沼国定公園安全祈願祭が行われております。終了後、岳陽学校の児童生徒が湖畔周辺道路のごみ拾いを行っており、私は分校の子どもたちと一緒に大沼プリンスホテルから白鳥台セバットまでごみ拾いをしております。4月24日、定例教頭・主幹教諭会議を開催し、校長会と同様の内容について情報提供を行っております。4月25日、令和5年度第1回渡島教育委員会維持委員会が開催されております。4月26日、令和5年度七飯町交通安全推進委員会総会が開催されております。4月27日、令和5年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、私は出席できませんでしたので教育総務課長が代理でZOOMでの参加をしております。同日、七飯町スポーツ協会総会が開催されております。4月29日、第70回大沼湖畔駅伝競走大会が4年ぶりに大沼湖畔で開催され、24種目に104チーム、208名の選手が参加しております。町内からも、七飯中学校から2チーム、4名、大中山中学校から2チーム、4名が参加をしております。なお、今大会につきましては1チーム4名ではなく2名で大会を行っております。同日、令和5年度七飯町歴史館ジュニア探検クラブ開講式が行われております。9名の児童の参加がございました。今後12回の講座を実施する予定を

しております。

5月4日、きかんしゃトーマスファミリーミュージカルが開催をされ、約800名の親子連れが参加をいたしました。これは、1日2公演でございますので、500名と300名ということだそうです。ゴールデンウィーク、コロナ明けでいろいろと行く場所が増えたかどうかということもあるのでしょうか。けれども、例年に比べ参加者人数が少なかったということでございます。

以上で、令和5年4月3日から5月9日までの教育行政動向報告について報告させていただきました。御質問、御意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：ありがとうございます。

それでは、報告第1号教育行政動向報告（4月3日から5月9日分）については、報告済みとさせていただきます。

続きまして、4、附議事件、議案第25号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の制定に係る専決処理について、併せて議案第26号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会公募委員募集要綱の制定に係る専決処理について、一括して事務局より提案をお願いいたします。

教育総務課長：それでは、まず議案第25号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の制定に係る専決処理について提案説明申し上げます。

七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の制定を教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定により、専決処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本件については、令和5年度施政方針及び教育行政方針について、基本構想、基本計画の策定に着手するとして記載しているものであり、それを進めるため整備検討委員会を設置する規程を整備するものでございます。

それでは、議案関係資料、資料の1、七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の概要を御覧ください。1の制定理由でございます。老朽化する体育館等及び町民から要望の高い図書館の整備のため、七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会を設置し、必要な機能、面積や候補地等を調査検討するため、所要の事項を定めるものでございます。

2、制定の概要としまして、（1）所掌事務は、基本方針、理念、機能、規模、建設候補地、建設管理等でございます。

（2）組織として、委員は15名以内で、学識経験者、その他町長が必要と認める者でございます。具体には、社会教育委員、校長会、町内会連合会、体育館関係では、スポーツ推進員、スポーツ協会、地域総合型スポーツクラブ「ぷらっと」、スポーツ少年団、図書館関係では、町内在住図書司書、読み聞かせグループ、学校支援ボランティアなど、またその他の委員としては、公募の委員2名、ほか学識経験者として大学の先生を想定し、現在、委員の選考をしているところでございます。

（3）任期は、基本構想、基本計画の策定までとしており、今年度中に策定するよう進めてまいります。

3、施行期日として、公布の日から施行するとして、教育委員会訓令第6号により、4月7日から施行しているものでございます。

続きまして、議案第26号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討

委員会公募委員募集要綱の制定に係る専決処理について提案説明申し上げます。

七飯町社会施設（体育館、図書館）整備検討委員会募集要綱の制定を教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、第2条第2項の規定により処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この件につきましても、先ほどの検討委員会の公募の委員2名を募集、選考するために資格、選考方法等について定めるものでありまして、既に5月から公募し、町の広報、ホームページ等に周知をしているものでございます。それでは、議案関係資料、資料2を御覧いただきたいと思っております。1、制定理由でございます。老朽化する体育館等及び町民から要望の高い図書館の整備のため設置する七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会の委員のうち、公募の委員2名を募集、選考するための事項について定めるものでございます。

2、制定の概要としまして（1）公募委員、定数は2名以内。

（2）応募資格は、七飯町に住所を有し居住しており、18歳以上、町職員、町議員でない者。

（3）応募方法は、応募用紙に必要な事項を記載の上、提出する。

（4）選考として、選考委員会が審査し、決定いたします。

（5）選考委員会は、副町長及び町関係管理職9名で校正してございます。

（6）選考基準として、スポーツ振興、生涯学習に関する理解と知識、七飯町の状況や社会情勢に関する知識等により評価を行い、選考いたします。

（7）任期として、基本構想、基本計画の策定までといたします。

3、施行期日として、公布の日から施行するとして、議案第25号と同日の4月7日に施行しており、既に5月の広報及びホームページにより周知を開始しているものでございます。

提案説明は以上でございます

與田教育長 : ありがとうございます。

附議事件、議案第25号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の制定に係る専決処理について及び、議案第26号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会公募委員募集要綱の制定に係る専決処理について、一括して提案説明申し上げました。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

山川委員。

山川委員 : ちょっと目を通して、ふと思ったことなのですが、選考に当たって、まず選考委員が評価という部分について、私だったらこうは言われたくないな、「やや劣っている」とか「劣っている」という、その文言についてこんなものかなといささか、いろいろ選考に当たって、あるのでしょうけれども、言葉の使い方がどうなのかと思った次第です。

與田教育長 : 事務局の考え方をお願いします。

教育総務課長 : そこら辺の配慮というところは必要だったのかもしれませんが、やはり順序をつけるという意味ではやむを得なかったのかなというところで制定をさせていただきました。

今後、同様の規則を作成する際には、そこら辺に配慮しながら進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

- 山川委員 : 「優れている」に対するの反対語ということで「劣る」ということなのでしょうけれども、人物評価の場合にはちょっと気になるかなと。
- 與田教育長 : 点数の意味ということで、御理解いただきたい。直接的な人物評価ではなくて、点数の意味合いということです。
- 山川委員 : そういった御配慮お願いいたします。
- 與田教育長 : 考えさせていただきます。
ほかにありますか。
よろしいですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。
議案第25号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程の制定に係る専決処理については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第26号七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会公募委員募集要綱の制定に係る専決処理についても提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。ありがとうございました。
以上をもちまして、令和5年第5回定例七飯町教育委員会議を終了させていただきます。